

海洋安全保障情報月報

2008年5月号



目次

2008年5月の主要事象

1. 情報要約

1.1 治安

1.2 軍事

1.3 外交・国際関係

ホット・トピック：国際司法裁判所、マレーシア・シンガポール係争岩礁の帰属に判決

1.4 海運・資源・環境・その他

2. 情報分析

新米国海洋戦略：革命か失われた機会か？

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

発行者：秋山昌廣

執筆者：秋元一峰、犬塚勤、今泉武久、上野英詞、國見昌宏、小谷哲男、友森武久

本書の無断掲載、複写、複製を禁じます。

2008年5月の主要事象

治安：ソマリア海域では5月も先月に引き続き、海賊事案が多発した。4日にソマリアの海賊がケミカルタンカーに発砲する事案があった。17日には、ソマリアの首都、モガディシュ沖約40カイリの海域でヨルダン船籍船、MV *Victoria* がハイジャックされた。該船は23日に解放された。25日には、オランダの貨物船、MV *Amiya Scan* (2,546GT) がアデン湾の公海を通航中にハイジャックされた。28日には、オランダ船がハイジャックされた海域の近くのアデン湾で新たに2隻の船舶、ドイツのMV *Lehmann Timber* とトルコのMV *Arena* が同じグループのソマリアの海賊にハイジャックされた。国際海事局 (IMB) によれば、1月からこれまでソマリア近海で24回の海賊襲撃事案があり、海賊は7回、ハイジャックに成功している。

インド洋海域における港湾と海洋の安全を目的とした新たな協力機構、The South Asia Regional Port Security Cooperative (SARPSCO)が19日、発足した。SARPSCOは、バングラデシュ、コモロ、インド、マダカスカル、モルディブ、モーリシャス、オマーン、パキスタン及びスリランカの9カ国で構成される。

マレーシア、シンガポール及びインドネシアの沿岸3国は27日、「マラッカ・シンガポール海峡協力メカニズム」(the Cooperative Mechanism for the Straits of Malacca and Singapore)を正式に始動させた。「協力メカニズム」は国連海洋法条約 (UNCLOS) 第43条に基づくもので、第43条は、海峡の航行の安全と環境保護を確保するために、海峡沿岸国と海峡利用国による自発的協力を求めている。「協力メカニズム」の下に、沿岸3国と海峡利用国は、「航行援助施設基金」(the Aids to Navigation Fund) を創設し、マレーシアは今後3年間、代表を務めることになっている。

軍事：韓国防衛産業が最近、海軍艦艇の海外輸出に意欲を燃やしているといわれる。これについて、米国籍の韓国防衛問題専門家、Mingi Hyun は、アジアの海洋に関するブログサイトに論説を掲載しており、紹介した。

カナダの報道によれば、ロシアのプーチン大統領 (当時) が2007年8月に戦略爆撃機の長距離哨戒飛行を再開して以来、Tu-95 Bear H 爆撃機は1カ月で約2回程度の割合で北極圏のカナダと米国の領空に沿ったバッファゾーンを哨戒飛行している。

台湾国防部 (省) は12日、2008年の国防報告を公表した。国防報告は1992年以来、2年毎に発刊されている。13日付の Taipei Times によれば、2008年報告は、台湾周辺における中国軍の活動が活発化していると指摘している。

今月号の情報分析では、2007年10月公表された、米国の新「海洋戦略」について、その後に出た幾つかの論説を踏まえて、改めて取り上げ、分析した。

外交・国際関係：南太平洋諸国地球科学委員会(the Pacific Islands Applied Geoscience Commission: SOPAC)は12日から1週間の予定で、フィジーの首都、スバで大陸棚限界の延長申請に向けてワークショップを開催した。フィジーは、クック諸島、ソロモン諸島、キリバス、パラオ、ミクロネシア連邦、トンガ及びパプアニューギニアと共に、200カイリのEEZを超えて大陸棚限界を延長することができる。

「拡散に対する安全保障構想」(The Proliferation Security Initiative: PSI)が28日、2003年5月

31日にポーランドのクラコフで発表されて以来、5周年を迎え、ワシントンで88カ国の代表が出席して会議が開催された。会議では、「ワシントン宣言」が発出された。

北極圏沿岸5カ国閣僚会議は28日、29日の両日、デンマーク領グリーンランドのイルリサットで開催された。この会議には、デンマーク外相・グリーンランド首相、カナダ天然資源相、ノルウェー外相、ロシア外相、及び米 국무副長官が参加した。この会議で署名された「イルリサット宣言」は、国連海洋法条約(UNCLOS)の法的枠組みに対するコミットメントと重複する領有権に関しては秩序ある解決を目指すとしている。

国際司法裁判所(ICJ)は23日、マレーシアとシンガポールが帰属を巡って係争中であった、シンガポール東方約24カイリにある、Pedra Brancaなど3つの岩礁の帰属について判決を下した。それによれば、Pedra Brancaについてはシンガポールの主権を認め、Middle Rocksについてはマレーシアの主権を認めた。他方、South Ledgeについては、この岩礁が存在する海域を領海とする国に属するとした。

海運・資源・環境・その他：ロシア連邦原子力庁(RosAtom)は2008年8月から、8隻の現有原子力砕氷船の管理を、the Murmansk Shipping Company (MSCO)から引き継ぐ。RosAtomへの移管は北極圏ルートの高まる重要性を反映したもので、原子力砕氷船は今後、1万3,000キロに及ぶロシア北極沿岸の海運に重要な役割を果たすことになる。

米ロ両国は6日、長年求められてきた民生用原子力協力協定に調印した。この協定によって、米国が世界の原子炉に供給してきた数千トンの使用済み核燃料を、ロシアが輸入し、貯蔵し、再処理する道が拓けることになった。

UPIの報道によれば、中国は深刻な大型原油タンカー(VLCC)の不足に直面している。中国の大手海運会社の経営責任者は、増大するエネルギー需要を賄うために、中国は2015年までに150隻近いVLCCを必要とすると見ている。これは中国にとって大変な隻数で、大手5社の現有VLCCは27隻に過ぎない。VLCCは20~32万トンクラスで、200万バレルの原油を輸送できる。

インドネシア石油大手、Upstream Oil and Gas Regulator (BPMigas)によれば、東ヌサトゥンガラのマセラ・チモール海のガス開発鉱区で、インドネシアで2番目の埋蔵量と見られるガス田が発見された。マセラ鉱区は日本のInpex(国際石油開発)がオペレーターで、最初の試掘井のデータによれば、その埋蔵量は10兆立米と推測され、パプアのタング・ガス開発鉱区の14.4兆立米に次ぐ。

タイとミャンマーの両国外相は19日、ミャンマーのダヴォイに深水港を建設する覚書に調印した。建設期間は6年を見込んでおり、港湾のポート・オペレーターにはタイの会社が予定されているが、未だ指名されていない。

145人の科学者を乗せた中国の海洋調査船、「大洋一号」(5,600トン)は22日、250日に及ぶ海洋調査のために太平洋に向けて広州を出港した。中国国家海洋局によれば、この種の海洋調査としては今回が20回目であるが、24の国内の研究、教育機関から研究者で構成される調査団は過去最大規模である。「大洋一号」は、2009年1月後半に青島に帰港する予定である。

1. 情報要約

1.1 治安

5月4日「ソマリアの海賊、ケミカルタンカーに発砲」(Reuters, May 6, 2008)

ケニアの海員支援計画のムワングラ (Andrew Mwangura) 部長が6日明らかにしたところによれば、4日にソマリアの海賊がケミカルタンカーに発砲する事案があった。同部長によれば、「アフリカの角」海域での一連の海賊事案の多くが沿岸から200カイリ以内であるのに対して、今回の発砲事案は350カイリ近い沖合での事案であった。襲撃されたのはマーシャル諸島船籍のタンカーで、南アフリカのダーバンからアラブ首長国連邦のサルジャに向け航行中であった。該船は、2隻の高速ボートに乗った海賊から機関銃と「何らかの発射体」で攻撃されたが、コースを変え、高速で逃れ、人的被害がなかった。

5月10日「海賊未遂事案—マラッカ海峡」(Maritime Global Net, May 13, 2008)

IMBによれば、北スマトラ沖のマラッカ海峡で10日、ホック付きの竹のポールを持った海賊がケミカルタンカーに乗り込もうとする事案があった。船長は警報を発し、付近の船舶にも通報した。海賊は襲撃を諦め、高速ボートで逃亡した。

5月14日「軍民協力による海賊対策を—米海軍作戦部長」(Ship Talk, May 15, 2008)

米国とデンマークの共催でコペンハーゲンにおいて14日から2日間にわたって開催された海洋安全保障に関する国際会議に出席した、米国のラヘッド (ADM Gray Roughead) 海軍作戦部長はAFP通信との会見で、海賊行為が極めて困難かつ危険なビジネスであることを海賊に思い知らせるために、海軍と海洋法令執行機関は保険会社や海運会社との連携を強化すべきである、と語った。ラヘッド作戦部長は、マラッカ海峡における沿岸3国の協力を例に挙げ、「(海賊対策は) 1国だけでは対処不可能であり、協力が鍵である」と強調した。コペンハーゲン会議では、海軍、NGOやNATOを含む60カ国から200人以上が参加し、増大する海賊行為に対する対応を話し合った。

5月17日「ソマリアの海賊、ヨルダン船籍船をハイジャック」(AFP, May 17, Sify News, May 20, and Hindustan Times, May 20, 2008)

ケニアの海員支援計画のムワングラ (Andrew Mwangura) 部長がAFP通信に語ったところによれば、ソマリアの首都、モガディシュ沖約40カイリの海域で17日、ヨルダン船籍船、MV *Victoria* がハイジャックされた。ヨルダンのバタイニ (Alaa Batayneh) 運輸相によれば、該船はドバイの海運会社、Marwan Shipping の所有で、デンマークからソマリア国民に贈与された、4,200トンの砂糖をインドからモガディシュに輸送中であった。ムワングラ部長が20日に明らかにしたところによれば、海賊は3隻の小型ボートで該船に乗り込んできたという。該船はモガディシュ北方約500キロのホビョウ (Hobyu) に向けて北上中と見られる。ムワングラ部長は、「海賊とのコンタクトを試みているが、現在までのところ身代金の要求はない。我々は、このハイジャックの背後に、『ソマリア海兵隊』(Somali Marine) と呼ばれる海賊グループがいると見ている」と語った。

乗組員には、10人のインド人を含め、バングラデシュ人、パキスタン人、ケニア人及びタンザニア

人の 21 人であり、Marwan Shipping は 20 日、ハイジャッカーからの連絡を待っている、と語った。バーレーンの米海軍司令部は、該船と乗組員の解放のためにあらゆる支援を提供することを明らかにしている。また、ムンバイにあるインド沿岸警備隊海洋救難調整センターは、イエメン、セイシェル及びノルウェーの捜索救難機関と必要な行動を取るために調整を開始している

【関連記事】

「ソマリアの海賊、ハイジャック船を解放」(AP, May 23, 2008)

MV *Victoria* の船主がケニアの海員支援計画のムワングラ部長に語ったところによれば、該船は 23 日に解放され、安全航行を保証するために乗船したソマリア軍将兵と共に航行中である。ムワングラ部長は、どのような条件で解放されたかについては、知らされていないという。同部長によれば、船と乗組員には損傷がなく、該船は当初の目的港であったモガディシュに向かっており、同港で荷揚げすることになる。

なお、南アフリカのクマロ (Dumisani Kumalo) 国連大使によれば、1992 年のソマリアに対する武器禁輸決議の履行状況をモニターしている国連の専門家は、海賊と武器流入の関連性について、現在調査中である。国連の専門家はまた、港湾管理に責任を持つソマリア政府当局者から海賊が支援を受けているとの風聞についても、調査中である。

5 月 19 日「南アジアにおける地域港湾・海洋安全保障協力機構、発足」(VOA news.com, May 19, and US Coast Guard Press Release, May 19, 2008)

インド洋海域における港湾と海洋の安全を目的とした新たな協力機構、The South Asia Regional Port Security Cooperative (SARPSCO) が 19 日、発足した。SARPSCO の発足会議、"Partnering for a Safer Sea Conference" が 19 日から 22 日までの 4 日間、モルディブの運輸通信省の主催で開催された。SARPSCO は、バングラデシュ、コモロ、インド、マダガスカル、モルディブ、モーリシャス、オマーン、パキスタン及びスリランカの 9 カ国で構成される。モルディブのガヨーム (Maumoon Gayoom) 大統領は開会に当たって、9 カ国による海洋監視は共通の海洋の脅威に対処する上で重要であるとし、「この会議は、この重要な海域における地域協力の新たな枠組みを構築する素晴らしい機会となる」と強調した。

この会議で基調講演を行った、米沿岸警備隊のボーン (RADM Craig E. Bone) 少将は、米国は加盟国ではないが、新たな多国間イニシアティブを支援していくとした上で、①海洋犯罪やテロを防止することで生命を守り、経済的損失を阻止するために、港湾と海洋の安全を維持するための地域的協力が重要である、②不法操業、不法移民、物資や麻薬の密輸といった海洋犯罪に対して、協同で対処できなければ、テロや海賊に対しても対応できないであろう、③世界の国際物流の半分がインド洋経由であり、インド洋における原油供給の流れが遮断されるようなことになれば、深刻な経済的打撃となるであろう、④SARPSCO の発足は、南アジアとインド洋海域のテロリストと海洋犯罪者に対する明確な警告のメッセージとなる、などと述べた。なお、米沿岸警備隊が海外に展開する 2 つの Coast Guard command の 1 つで、東京に本部を置く、U.S. Coast Guard Activities Far East は、アジア太平洋地域の 41 カ国の港湾や海洋の安全保障に関与している。

5月25日「ソマリアの海賊、オランダ船をアデン湾でハイジャック」(CNN, May 27, and Marine Global Net, May 27, 2008)

オランダ海運会社、Reider Shipping BVの貨物船、MV *Amiya Scan* (2,546GT)は25日、アデン湾の公海を通航中にハイジャックされた。同社によれば、乗組員はロシア人が4人、フィリピン人が5人の9人で、負傷者はいない。積荷はオイル・リグの部品で、ケニアのモンバサからルーマニアのコンスタンツァに向けて航行中で、アンティグア・バーブーダ国旗を掲げていた。該船は現在、ソマリア領海内で投錨している。

国際海事局(IMB)によれば、1月からこれまでソマリア近海で24回の海賊襲撃事案があり、海賊は7回、ハイジャックに成功している。IMBによれば、ソマリアの海賊の狙いは「純然たる金銭目的」によるハイジャックで、7回の既遂事案のほとんどが身代金の支払いで解決しており、従って乗組員は大事に扱っている。ソマリアには少なくとも4つの海賊グループがいると見られるが、どのグループがどのハイジャック事案に関与しているかは特定が困難という。

【関連記事 1】

「必要なら武力行使の用意ありーソマリア・プントランド自治政府」(Reuters, May 28, 2008)

ソマリアのムース(Adde Muse)プントランド自治政府大統領は28日、ロイター通信に対して、MV *Amiya Scan*が拘束されている、同自治区のボーサーソ東方430マイルのラス・ビナに2隻の船舶で部隊を派遣し、必要なら該船を解放するために武力を行使する用意がある、と語った。大統領によれば、海賊が陸上の仲間から支援を得たり、逃亡したりすることを阻止するために、ラス・ビナ近くの海岸に部隊が配備された。その上で、同大統領は、海賊に身代金を支払わないように、国際社会と海運会社に要請すると共に、配備部隊に対する支援を求めた。

【関連記事 2】

「海賊、武力行使を牽制」(Garowonline.com, June 1, 2008)

ソマリア・プントランド自治区のRadio Garowが6月1日に報道したところによれば、MV *Amiya Scan*をハイジャックした海賊がRadio Garowに接触し、プントランドの治安部隊が該船解放のために武力行使をすれば、乗組員の生命が危険にさらされる、と警告した。接触したハイジャッカーは、「該船は不法操業目的でソマリア領海を侵犯した。プントランド自治政府は、不法操業に対して何の対応も取っていない」と語った。彼らは、金額は明らかにしていないが、身代金を要求しているという。自治政府は、ハイジャッカーと交渉したり、身代金を支払ったりしないように、外国の海運会社に要請している。

5月27日「沿岸3国、マ・シ海峡協力メカニズムを始動」(Bernama, May 27, 2008)

マレーシア、シンガポール及びインドネシアの沿岸3国は27日、「マラッカ・シンガポール海峡協力メカニズム」(the Cooperative Mechanism for the Straits of Malacca and Singapore)を正式に始動させた。マレーシアのオン(Ong)運輸相は、「我々は、マ・シ海峡の航行の安全と環境保護を強化していく上で主導的役割を果たしていく」と語った。「協力メカニズム」は国連海洋法条約(UNCLOS)第43条に基づくもので、第43条は、海峡の航行の安全と環境保護を確保するために、海峡沿岸国と海峡利用国による自発的協力を求めている。「協力メカニズム」の下に、沿岸3国と海峡利用国は、「航行援助施設基金」(the Aids to Navigation Fund)を創設し、マレーシアは今後3年間、代表を務め

ることになっている。オン運輸相は、「海峡利用国からの基金へのコミットメントを期待している」と語り、現在までのところ 360 万米ドルが沿岸 3 国と日本、韓国、ギリシャ及びペルシャ湾岸諸国から拠出されていることを明らかにした。また、「協力メカニズム」の下に、「プロジェクト調整委員会」(a Projects Coordination Committee: PCC) も設置され、マ・シ海峡の分離通航帯における難破船の撤去、危険、有害物資対処における協力と能力の強化、小型船舶への B 級自動識別システム (AIS) 送受信機搭載計画の試行を含む、マ・シ海峡における各種プロジェクトの履行を管理する。PCC はまた、マ・シ海峡における航行の安全と海洋環境保護を強化するための潮汐、海流、風力測定システムの設置、マ・シ海峡における航法支援装置の更新と管理、及び 2004 年 12 月の津波によって損傷した航法支援装置の更新についても管理する。

備考：2007 年 9 月 4～6 日の間、シンガポールで開催された、「マ・シ海峡に関するシンガポール会議—安全・保安・環境保全の増進に向けて」(the Singapore Meeting on the Straits of Malacca and Singapore: Enhancing Safety, Security and Environmental Protection) で、日本財団の笹川会長は、「航行援助施設基金」に対して、海峡利用者の自発的な協力で十分な資金が集まるまで、基金の創設当初 5 年間、海峡の航行援助施設の維持・補修に必要な費用の最大 3 分の 1 を拠出する用意があることを表明している。

5 月 28 日「ソマリアの海賊、2 隻の船舶をハイジャック」(AP, May 29, and BBC News, May 30, 2008)

ケニアの海員支援計画のムワングラ (Andrew Mwangura) 部長が AP 通信に語ったところによれば、オランダ船がハイジャックされた海域の近くのアデン湾で 28 日、新たに 2 隻の船舶が同じグループのソマリアの海賊にハイジャックされた。ハイジャックされたのは、ドイツの MV *Lehmann Timber* とトルコの MV *Arena* の 2 隻で、詳細は不明である。

1.2 軍事

5 月 2 日「韓国、海軍艦艇の輸出に意欲」('Manoeuvre' in Maritime Asia, May 2, 2008)

韓国防衛産業が最近、海外輸出に意欲を燃やしているといわれる。米国籍の韓国防衛問題専門家、Mingi Hyun は、海軍艦艇の輸出を巡る話題について、アジアの海洋に関するブログサイトで以下のように書いている。

- ①韓国海軍の「忠武公李舜臣」級駆逐艦 (KDX-II, 4,500 トン)、「世宗大王」級 AEGIS 駆逐艦 (KDX-III, 7,500 トン)、「独島」級揚陸艦 (LPX, 1 万 4,000 トン) などの艦艇に対して、マレーシア、オーストラリア及びトルコが関心を示しているといわれる。韓国海軍も、これら艦艇の友好訪問を通じて、ベトナム、インド及びエジプトを含む、その他の国の政府や海軍当局にこれらの艦艇を宣伝してきた。
- ②韓国の造船業界は、海軍の艦艇建造に中心的役割を果たしている。現有の水上艦艇は全てが国産で、潜水艦はドイツで建造された「張保臯」(U-209) を除いて、その後の「張保臯」級と「孫元一」級 (U-214) はドイツとのライセンス生産である。海軍は今後 10 年以上にわたって、20 隻以上のフリゲートや多くの次世代沿岸艦艇を建造する計画であり、造船業界の受注が増える見込みである。

③一方、韓国はこれまで、1,000 米ドル前後の価格で海軍の中古艦艇を一部の国に売却してきた。これは事実上の贈与だが、そこには、これら諸国との軍事関係の確立、あるいは成長する防衛産業の最新装備の将来的な輸出を目論んだチャンネル作りといった、狙いがあると見られる。最近、韓国から中古装備を取得した国には、バングラデシュ、カザフスタン、及びフィリピンがあり、カンボジアとも艦艇譲渡の交渉が行われている。これらの艦艇は大部分が沿岸哨戒艇だが、2001 年にはバングラデシュにフリゲート 1 隻を売却している。

④前出の新鋭艦は海軍力の強化に意欲を示す国の関心を高めているが、これらの国の多くは中国に対する懸念を共有しており、このことは韓国の海軍艦艇の輸出に明るい展望をもたらすものである。また 2008 年 2 月には、英国の防衛産業、BAE System が韓国の大宇造船海洋をメインとするコンソーシアムを立ち上げ、英国海軍の次期補給艦建造計画の入札に参加すると発表した*。大宇造船海洋の役割は巨済島の造船所で補給艦を建造することであり、もし落札すれば、大宇造船海洋は英国海軍史上、海軍艦艇を建造する初めての外国企業となろう。

備考*：この件については以下を参照。“BAE Systems and DSME join forces for tanker bid” (Lloyd’s List, February 15, 2008)

<http://www.lloydslist.com/ll/news/viewArticle.htm?articleId=20017505757&src=rss>

5 月 4 日「ロシア爆撃機の北極圏上空哨戒飛行—カナダの報道」(globeandmail.com, May 2, 2008)

ロシアのプーチン大統領（当時）が 2007 年 8 月に戦略爆撃機の長距離哨戒飛行を再開して以来、Tu-95 Bear H 爆撃機は 1 カ月で約 2 回程度の割合で北極圏のカナダと米国の領空に沿ったバッファゾーンを哨戒飛行している。カナダ・カルガリー大軍事戦略研究所のヒューバート (Rob Huebert) 研究員は、その狙いについて、「ロシアは全ての北極圏関係国に『我々は帰ってきた』とのメッセージを発信している」と指摘している。NORAD (北米防空司令部) 運用部長、ジェントナー (John Zentner) 米空軍大佐によれば、ロシア爆撃機の哨戒空域は米加両国からスクランブル発進する空域であり、カナダ空軍によれば、2008 年になってこれまで 5 回のスクランブル発進があった（因みに、2006 年は 1 回、2007 年は 9 月と 11 月に各 1 回であった）。一方、米空軍は 12 回であった。

5 月 8 日「インド・フランス海軍、合同演習開始」(Thaindian, May 8, 2008)

インドとフランス両国海軍は 8 日、ベンガル湾で大規模な上陸演習、“Varuna 2008”を開始した。フランス海軍からは強襲揚陸艦、*Mistral* (3 万 2,000 トン)、フリゲート、ステルス艦などが参加し、一方インド海軍からは米国から購入した揚陸艦、*Jalashwa* (1 万 6,900 トン)、その他の艦艇が参加している。“Varuna”演習は 2001 年から始まり、年々、拡充されてきている。

5 月 9 日「インド、潜水艦戦力増強へ」(The Times of India, May 9, 2008)

インド海軍のメタ (ADM Sureesh Mehta) 司令官は、8 日からムンバイで開催された海軍指揮官会同終了後の 9 日、インドは新たに 6 隻のディーゼル潜水艦を取得する意向であることを明らかにした。同司令官によれば、現在建造中の 6 隻のフランス製 *Scorpene* 級に加えて、海軍は、新たに別のタイプのディーゼル潜水艦 6 隻を取得する。また、同司令官は、コードネーム、'Advanced Technology Vessel'の下で核あるいは通常兵器を搭載可能な国産の原潜開発を目指している、と述べた。インド海軍の現有潜水艦戦力は 16 隻で、ロシアから *Akula* 級原潜のリースを求めているといわれる。

5月12日「中国、台湾周辺の活動活発化—台湾国防白書」(Taipei Times, May 13, 2008)

台湾国防部(省)は12日、2008年の国防報告を公表した。国防報告は1992年以来、2年毎に発刊されている。13日付の Taipei Times によれば、2008年報告は、台湾周辺における中国軍の活動が活発化しているとして、要旨以下の諸点を指摘している。

- ①中国は台湾海峡での戦闘機の哨戒飛行を活発化させてきている。1998年以前は年間400回強に過ぎなかったが、2001年には1,500回、2005年には1,700回に増え、2005年以降、1,300~1,700回の間で推移しており、時にアグレッシブな飛行もあった。
- ②中国の調査船による台湾領海への進入は、過去3年間で20回を超えている。調査船は、中国潜水艦隊のために、台湾と日本周辺海域における海図を作成していると見られる。
- ③中国が配備している台湾正面の弾道ミサイルと巡航ミサイルは1,300基前後に達しており、年間75~100基の割合で増加している。中国の弾道ミサイルは台湾にとって最大の脅威となっている。また、中国は最新のスホイ型を含む700機を越える各種戦闘機を南東部基地に配備しており、これらが中台紛争時における主力部隊となる。
- ④ロシア製のキロ級潜水艦とソブレメンヌイ級駆逐艦の配備は台湾海峡における深刻な脅威となっている。

5月21日「インド海軍、大型揚陸艦の国産を指向」(New Kerala, May 21, 2008)

インド海軍は、空母の国産に伴うハードルを克服したことで、今度は重武装の戦力を海外に投入できる揚陸艦の国産を目指している。海軍設計局は既に、2007年夏に米国から購入して海軍に編入した揚陸艦、INS *Jalashva* 程度の2万トンを超える揚陸艦の建造計画を完成している。同時に、海軍は、艦艇建造需要の増大に対応すべく、東西両岸に各1カ所の公営造船所の建設を政府に要請している。インドは現在、4,000~6,000トン程度の小型揚陸艦建造のノウハウを持っており、3隻の国産艦を運用している。しかし、海軍は、こうした大型艦の設計能力を欠いており、国産空母の場合は、イタリアの Fincantieri 社の支援を得た。

5月26日「ロシア太平洋艦隊旗艦、射撃演習開始」(RIA Novosti, May 26, 2008)

ロシア太平洋艦隊旗艦、The *Varyag* (9,500トン) は26日、ほぼ1年に及ぶ改装後初めての射撃演習を開始した。同艦はロシア海軍の現役 *Slava* 級の誘導ミサイル巡洋艦3隻の内の1隻で、SS-N-12 Sandbox 超音速対艦ミサイル(核弾頭装着可能)を両舷に各8基搭載しており、「空母キラー」といわれる。この演習は、全搭載兵装の運用試験を目的としている。

5月27日「米空母、ジョージ・ワシントン、サンディエゴ入港」(Navy Compass, May 28, 2008)

米空母、USS *George Washington* (CVN-73) は27日、サンディエゴに入港した。入港中、5月22日に発生した火災の原因調査と修理が行われる。

1.3 外交・国際関係

5月12日「南太平洋諸国、大陸棚限界の延長申請準備のワークショップ開催」(SOPAC HP, May 12)

南太平洋諸国地球科学委員会 (the Pacific Islands Applied Geoscience Commission: SOPAC) は12日から1週間の予定で、フィジーの首都、スバで大陸棚限界の延長申請に向けてワークショップを開催した。このワークショップは、オーストラリア地球科学局 (Geoscience Australia: GA) 及び国連環境計画大陸棚プログラム (the UNEP Shelf Programme) との共催である。フィジーは、クック諸島、ソロモン諸島、キリバス、パラオ、ミクロネシア連邦、トンガ及びパプアニューギニアと共に、200カイリのEEZを超えて大陸棚限界を延長することができる。SOPAC、GA及びUNEPは、これら諸国の延長申請に向けての準備作業を技術的、財政的に支援することになっている。

5月28日「PSI、5周年記念ワシントン宣言発出」(U.S. Department of State HP, May 28, 2008)

「拡散に対する安全保障構想」(The Proliferation Security Initiative: PSI) が28日、2003年5月31日にポーランドのクラコフで発表されて以来、5周年を迎え、ワシントンで88カ国の代表が出席して会議が開催された。会議では、「ワシントン宣言」が発出された。PSI参加国は現在、91カ国に達しており、参加国は、「ワシントン宣言」で、PSI関連演習への参加やその他の活動を通じて、大量破壊兵器の拡散を効果的に阻止するために、必要な阻止能力を強化していく努力を継続していくとしている。

備考: 「ワシントン宣言」; <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/may/105268.htm>

5月28日「北極圏沿岸5カ国閣僚会議、開催」(The Ministry of Foreign Affairs of Denmark HP, May 28, 2008)

北極圏沿岸5カ国閣僚会議は28日、29日の両日、デンマーク領グリーンランドのイルリサットで開催された。この会議には、デンマーク外相・グリーンランド首相、カナダ天然資源相、ノルウェー外相、ロシア外相、及び米国務副長官が参加した。この会議で署名された「イルリサット宣言」は、国連海洋法条約(UNCLOS)の法的枠組みに対するコミットメントと重複する領有権に関しては秩序ある解決を目指すとしている。デンマークのムラー外相は、「『イルリサット宣言』によって、我々は、将来の北極圏における平和的開発に向けての強固な政治的枠組みを構築した。我々は、対立する如何なる問題も交渉を通じて解決することを政治的に誓約した。従って、『極点レース』といった根拠のない噂のたぐいを打ち消した。法的枠組みが現にあり、5カ国がそれを遵守することを誓約したのである」と述べた。

備考: 「イルリサット宣言」;

<http://www.um.dk/NR/rdonlyres/BE00B850-D278-4489-A6BE-6AE230415546/0/ArcticOceanConference.pdf>

👓👓 ホット・トピック 👓👓

国際司法裁判所、マレーシア・シンガポール係争岩礁の帰属に判決

国際司法裁判所（ICJ）は5月23日、マレーシアとシンガポールが帰属を巡って係争中であった、Pedra Branca など3つの岩礁の帰属について判決を下した。

Pedra Branca（マレーシアでは Pulau Batu Puteh という）の位置はシンガポール東方約24カイリにあり、英国が1847～51年にかけて建造した Horsburgh 灯台がある。同島南方0.6カイリに2個の岩礁（Middle Rocks）があり、更に南方2.1カイリに干潮時にのみ視認できる、「低潮高地」（low-tide elevation）である岩礁（South Ledge）がある。（写真1参照）

写真1：Pedra Branca /Pulau Batu Puteh と Middle Rocks

Source: The Malaysian Bar, May 23, 2008

http://www.malaysianbar.org.my/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=384&Itemid=332

3つの岩礁の領有権を巡る歴史的経緯については、ICJの Press release や判決全文に詳しいが、マレーシア、シンガポール両国がICJにこの問題を提訴するに至った直接的な引き金となったのは、マレーシアが1979年12月に発刊した地図である。写真2がそれである。この地図で、マレーシアは初めて、Pedra Branca/Pulau Batu Puteh に対する領有権を明示した。これに対して、シンガポールは1980年2月14日にマレーシアに正式に抗議し、Pedra Branca/Pulau Batu Puteh を巡る領有権問題が表面化することになった。その後、両国は幾度かの交渉を経て、Pedra Branca /Pulau Batu Puteh、Middle Rocks 及び South Ledge の領有権についてICJに提訴することに合意し、2005年2月に特別協定に調印し、2005年7月に正式にICJに提訴していた。（Channel NewsAsia, November 6, 2007）

写真 2 : 1979 年 12 月にマレーシアが発刊した地図

Source: The Malaysian Bar, May 23, 2008

http://www.malaysianbar.org.my/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=384&Itemid=332

ICJ は 5 月 23 日、以下の判決を下した。即ち、Pedra Branca /Pulau Batu Puteh についてはシンガポールの主権を認め、Middle Rocks についてはマレーシアの主権を認めた。他方、South Ledge については、この岩礁が所在する海域を領海とする国に属するとした。

以下は、ICJ の判決の概要とマレーシアとシンガポールの国内の反応を両国のメディアの報道などから纏めたものである。

1. ICJ の判決の概要

ICJ の 5 月 23 日付け Press Release は、判決の概要について以下のように述べている。ICJ の判決は、最終的で拘束力を持ち、控訴できない。

- (1) Pedra Branca/Pulau Batu Puteh の主権については、ICJ は、判事 16 人中、12 対 4 で、シンガポールに属するとの判決を下した。この判決では、①ジョホール王国の 1953 年 9 月 21 日付けの書簡が「ジョホール政府は所有権を主張していない」と記していること、②1953 年以降の両国の行為、特にシンガポールによる当該岩礁の領海内における難破船の調査の実施、及び当該岩礁周辺海域における調査についてシンガポールがマレーシア当局に対して許認可権を行使していることは、主権国の行為と見なすことができることなどを根拠に、領有権紛争が表面化した 1980 年までに、当該岩礁に対する主権はシンガポールに移行していた、と判断している。この岩礁の Horsburgh 灯台は、シンガポールが管理、運用してきた。
- (2) Middle Rocks の主権については、ICJ は、15 対 1 で、マレーシアに属するとの判決を下した。この判決では、上記(1)においてシンガポールの主権を認めた特殊な事情が Middle Rocks には明確に適用できないと見、Middle Rocks に対する所有権原がジョホール王国の後継としてのマレーシアに残されるべきである、と判断している。

(3) **South Ledge** の主権については、**ICJ** は、15 対 1 で、この岩礁が所在する海域を領海とする国に属するとの判決を下した。**South Ledge** については、①この岩礁が前記 2 つの岩礁を基線とする領海が重複する海域にあること、②**ICJ** がこの海域における両当事国の領海の境界を画定する権限を両当事国から授権されていないことから、上記判決に至ったとしている。従って、**South Ledge** の最終的な帰属は、両国の領海確定まで待たなければならないことになった。

備考：Press Release は以下を参照；

<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14490.pdf>

両国の主張の詳細は判決全文を参照；

<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14492.pdf?PHPSESSID=51b96e51dc89c081db981736eb3d576d>

2. マレーシア、シンガポール両国内の反応

マレーシアのナジブ副首相は 23 日、バランスの取れた判決としながらも、「この判決はマレーシアにとって成功でもあり、失敗でもある。**Pedra Branca/Pulau Batu Puteh** がマレー人、就中ジョホール人にとって如何に重要で、シンボリックであるかを政府は十分に理解しており、この判決には不満であるが、我々は如何なる判決も受け入れるとの立場を表明してきた」と述べ、**Pedra Branca/Pulau Batu Puteh** の判決には不満足を表明した。(Bernama, May 23) ヤティム外相は 23 日、この判決について、両国関係に“win-win”の効果をもたらすとして、「**ICJ** はシンガポールの主権を認めたが、マレーシアの主権も認めた。従ってマレーシアにとっても勝利と言える」と語った。(Bernama, May 23)

この海域を漁場としてきた、ジョホール州の漁民組織、**the Pengerang Fishermen's Association** の議長は、この判決を遵守し、シンガポールの領有権を尊重するとしながらも、領有権問題が表面化して以来、シンガポールが **Pedra Branca/Pulau Batu Puteh** 近辺での漁を認めておらず、もはやこの海域で漁はできないであろう、と不満を表明した。その上で、**Middle Rocks** がマレーシア領となったことを歓迎し、今後の **South Ledge** 領有への期待感を表明した。(Bernama, May 24)

シンガポールのリー・シェンロン首相は 23 日、判決を歓迎すると共に、これを全面的に受け入れると述べ、これは相互に友好関係を維持しながら相違点を解決する好ましい方法であると評価すると共に、今後両国が多く分野で協力関係を促進できるとの期待感を表明した。(Channel NewsAsia, May 23) 一方、シンガポール外務省報道官は 23 日、判決を歓迎し、両国間の長年にわたる係争問題を解決に導くものとしながらも、**Middle Rocks** と **South Ledge** を **Pedra Branca/Pulau Batu Puteh** の一部としてきた立場から、全面的に支持するわけではないとして、この 2 つの岩礁に対する判決には不満があることを仄めかした。(Channel NewsAsia, May 23)

以上の両国政府首脳発言から見ると、あらゆる裁判がそうであるように、今回の **ICJ** の判決も両国を共に満足させるには至っていない。マレーシアのナジブ副首相は前出の会見で、「国家が紛争問題を国際法廷に委ねた時点で、一方の主張が認められれば、他方のそれが認められないことになる」と述べている。しかし両国は、こうした判決を十分予想した上で、**ICJ** に提訴し、その結果を受け入れると表明してきた。シンガポールの **The S. Rajaratnam School of International Studies** のデスカー (Barry Desker) 研究員は、両国が **ICJ** に提訴し、問題解決を国際的規範に委ねる意志を示したことは地域的な成熟の現れと評価し、域内におけるその他の紛争解決の先例になることを期待している。(Channel NewsAsia, May 23)

3. 残された課題

マレーシア、シンガポール両国ともこの判決を受け入れており、これによって両国関係が緊張し、対立することは予想されないが、この判決に伴う困難な課題も残っている。

両国の外務次官を共同議長とする合同専門家委員会は、この判決を履行するために近く開催されることになっている。ここでの課題は、① **Pedra Branca** (マレーシアでの呼び名は略) と **Middle Rocks** との間の 0.6 カイリの海域に両国間の境界を設定すること、② **South Ledge** の帰属を決定することである。更にこの海域における操業や小型船舶の航行などに関する取り決めも必要となろう。そのために両国は、その前提として、この海域を含む自国の領海基線を確定しなければならないであろう。

シンガポール外務省は 23 日、自国の領海と EEZ について適切な時期に発表する述べ、もしそれが隣国と重複することになれば、国際法に準拠して線引きに合意するよう交渉するとの立場を明らかにしている。(Channel NewsAsia, May 23)

マレーシアの海洋法の専門家、アブ・バカル (Dr. Abu Bakar) 博士は、**Pedra Branca** は「島」ではなく、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第 121 条第 3 項の「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することができない岩 (Rocks)」と見なされることから、EEZ や大陸棚を有しない、と指摘している。(The Malaysian Bar, May 27)

マレーシアのアブドラ首相は 24 日、**South Ledge** をマレーシア領海内に取り込むために、できるだけ早く領海基線を決定しなければならない、と語った。(Bernama, May 24) 前出のアブ・バカル博士によれば、**Middle Rocks** については 12 カイリ領海の基線となり、**Middle Rocks** の領海の中に **South Ledge** が含まれる。同博士はまた、UNCLOS 第 13 条第 1 項の「低潮高地の全部又は一部が本土又は島からの領海の幅を超えない距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることができる」との規定を挙げ、**South Ledge** 自体も領海の基線となり得る、と指摘している。(The Malaysian Bar, May 27)

South Ledge の帰属に関しては、両国の領海の確定が前提となるが、この問題にはインドネシアが絡んでくることも予想される。シンガポール国立大学のベックマン (Robert Beckman) 准教授は、「この岩礁がインドネシア領のビンタン島に近接していることから、インドネシアの領海に影響を及ぼすことになれば、同国が介入してくる可能性もある」と指摘している。しかし、同准教授は、3 国間の「極めて良好な関係」を考えれば、友好的な合意が達成可能であろう、と見ている。(Channel NewsAsia, May 24)

1.4 海運・資源・環境・その他

5月2日「ロシア、原子力砕氷船を国家統制下に」(Barents Observer, May 2, 2008)

ロシア連邦原子力庁 (RosAtom) は 2008 年 8 月から、8 隻の現有原子力砕氷船の管理を、the Murmansk Shipping Company (MSCO) から引き継ぐ。1994 年以来、8 隻の国有原子力砕氷船は MSCO によって管理運用されてきたが、RosAtom への移管は北極圏ルートの高まる重要性を反映したもので、原子力砕氷船は今後、1 万 3,000 キロに及ぶロシア北極沿岸の海運に重要な役割を果たすことになる。

5月6日「フィリピン、南沙諸島自国領の観光調査に着手」(International Herald Tribune, May 5, 2008)

フィリピンは、自国が領有する 9 カ所の南沙諸島・環礁の中で最大の島、パグアサ島 (Pag-asa Island) で、6 日から 1 週間の予定で海洋と環境の専門家による調査を実施する。フィリピンは 1978 年、パラワン省西方約 480 キロの南シナ海にあるこの島を、Karayaan Township として同省に編入している (地図参照)。この島には、軍以外にも、一般市民も居住している。調査の目的は、ダイビングスポットとリゾート地としての可能性を探ることにある。

備考：この島には 33 年前に建設された、長さ 1,260 メートルの滑走路がある。この滑走路の修復問題について、6 日付のフィリピン紙、Philippine Daily Inquire は、以下のように報じている。この島を視察したフィリピン空軍のカダンゴ (Lt Gen. Pedrito Cadungog) 司令官は、空軍は滑走路の修復を計画しているが、問題は必要資材をどのように輸送するかである、と語っている。現在、この島の 1,260 メートルの滑走路は、空軍の C-130、N22-C、海軍の Islander 輸送機による補給、調査、輸送任務に使われている。しかしながら、この滑走路は南シナ海の波に浸食されつつある。滑走路の両端と両サイドは痛んでおり、南西側は繰り返し波に洗われている。空軍司令官は、現在のところ滑走路は離着陸に耐え得るとしているが、アスファルト補強の予算化を期待しており、修復費用を約 2 億ペソ (約 48 億円) 程度と見積もり、この費用は軍の予算から捻出する必要がある、と語っている。中国、台湾、マレーシア及びベトナムはそれぞれ南シナ海の島嶼に領有権を主張しているが、それぞれが領有する島嶼の哨戒や軍事及び民間施設に対する補給のための上空通過権は相互に認めている。また、行動規範では、新規の施設構築は禁止されているが、修復は認められている。(Philippine Daily Inquirer, May 6, 2008)

Source: Global Security.org
<http://www.globalsecurity.org/military/world/war/images/spratmap.gif>

5月6日「米ロ両国、民生用原子力協力協定に調印」(The Washington Post, May 7, 2008)

米ロ両国は6日、長年求められてきた民生用原子力協力協定に調印した。この協定によって、米国が世界の原子炉に供給してきた数千トンの使用済み核燃料を、ロシアが輸入し、貯蔵し、再処理する道が拓けることになった。数十億ドルのビジネスになると見られている。この協定によって、米ロ両国の原子力産業界による共同事業も可能になる。この種の協定は、核兵器に転用可能な独自の核燃料施設を建設しようとする国によるリスクを軽減することにも繋がる。

5月6日「ミャンマー、深水港建設支援をタイに要請」(The Bangkok Post, May 6, 2008)

ミャンマーのテイン・セイン首相はタイを訪問し、アンダマン海に面したタヴォイに深水港を建設するための支援を、タイのサマック首相に要請した。タイのサンティ運輸相によれば、ミャンマーはタヴォイ深水港とその周辺に石油化学や精油所などのエネルギー関連の工業地帯を開発することを計画している。深水港の建設には400～500億バーツ(約1,300～1,600億円)の費用が見込まれ、工業地帯の開発には更に少なくとも1,000億バーツ(約3,200億円)が必要になると見られている。タイの石油大手、PTT Plcはミャンマーに精油所を建設することに関心を示しており、もしタヴォイに建設できれば、パイプラインでタイに輸送できるであろう。

【関連記事】

「タイ・ミャンマー、深水港建設に関する覚書に調印」(The Nation, May 21, 2008)

タイとミャンマーの両国外相は19日、ミャンマーのダヴォイに深水港を建設する覚書に調印した。建設期間は6年を見込んでおり、港湾のポート・オペレーターにはタイの会社が予定されているが、

未だ指名されていない。

5月9日「中国、大型原油タンカー不足に直面」(UPI, May 9, 2008)

中国は深刻な大型原油タンカー (VLCC) の不足に直面している。UPI の報道によれば、中国の大手海運会社の経営責任者は、増大するエネルギー需要を賄うために、中国は 2015 年までに 150 隻近い VLCC を必要とすると見ている。これは中国にとって大変な隻数で、大手 5 社の現有 VLCC は 27 隻に過ぎない。VLCC は 20~32 万トンクラスで、200 万バレルの原油を輸送できる。

中国の原油輸入の実態は、短期的には海上輸送に頼らざるを得ない状況にある。2006 年の原油輸入の 45% 近くが中東からで、アフリカからのそれは 31.5% であった。一方で、ロシアからの輸入も、対前年比 24.9% と急増している。ロシアからの輸入は鉄道とパイプラインによる内陸部の輸送である。しかしながら、原油輸入の 4 分の 3 以上を中東とアフリカに依存するというパターンは当面変わりそうにもないと見られる。

前出の経営責任者の見積もりでは、2011 年までに中国の VLCC は 63 隻まで増えるが、これは輸入量のわずか 58% を輸送できるに過ぎない。この 10 年間の VLCC の建造コストは 7,000 万米ドルから 1 億米ドル程度であり、従って中国が 2015 年までに 123 隻の VLCC を建造するとすれば、その経費はその間のインフレを考慮しないでも、86 億米ドルから 1,230 億米ドルに達する。

その上、中国にとって原油の海上輸送は 100% 安全ではない。中国の新造 VLCC の大部分が中国船籍船になれば、中国海軍としても南シナ海を越えてアラビア海、インド洋までも自国商船の保護に乗り出さざるを得なくなろう。その上、ホルムズ海峡やマラッカ海峡などのチョークポイントを通峡しなければならない。しかもこれらの海域は米海軍の活動海域でもある。

中国は既にロシアとカザフスタンとの間でパイプライン協定を交渉中であるが、こうした環境から、中国は、海上輸送の脆弱性を軽減しながら、エネルギー輸入の安全を確保するために、近隣のエネルギー供給国との間でパイプライン協定の可能性を追求していくと見られる。

5月14日「チモール海で有望油田発見—インドネシア紙報道」(The Jakarta Post, May 14, 2008)

インドネシア石油大手、Upstream Oil and Gas Regulator (BPMigas) によれば、東ヌサトゥンガラのマセラ・チモール海のガス開発鉱区で、インドネシアで 2 番目の埋蔵量と見られるガス田が発見された。マセラ鉱区は日本の Inpex (国際石油開発) がオペレーターで、最初の試掘井のデータによれば、その埋蔵量は 10 兆立米と推測され、パプアのタング・ガス開発鉱区の 14.4 兆立米に次ぐ。この鉱区は英国の大手、BP がオペレーターで、2008 年末からの生産開始を予定している。マセラ鉱区では、推定 70 億米ドルと見られる開発計画が Inpex から提示されることになるが、ここではインドネシア初の年間 400 万トンの処理能力を持つ洋上 LNG 処理ターミナルの建造が見込まれている。

5月19日「石油備蓄施設への備蓄作業開始、マレーシア」(Portworld, May 19, 2008)

マレーシアのタンジュン・ペレパス港 (the Port of Tanjung Pelepas: PTP) 沖のタンジュン・ビン島にある、the Asia Petroleum Hub (APH) 石油備蓄施設での備蓄作業が開始された。作業は 2009 年末に完了し、2010 年からの運用開始を目指している。APH ターミナルは年間 3,000 万メートルトン以上の石油製品の処理能力が期待されており、陸上の備蓄施設は約 100 万立米、沖合の施設は 33 万立米の備蓄能力を持つ。

5月22日「中国、長期海洋調査開始」(China Daily, May 22, 2008)

145人の科学者を乗せた中国の海洋調査船、「大洋一号」(5,600トン)は22日、250日に及ぶ海洋調査のために太平洋に向けて広州を出港した。中国国家海洋局によれば、この種の海洋調査としては今回が20回目であるが、24の国内の研究、教育機関から研究者で構成される調査団は過去最大規模である。調査団長によれば、今回の調査は、太平洋における深海底の状況、海底の熱水の噴出孔による硫化物、そしてインド洋における生物の発生と多様性の調査にまで及ぶものである。今回の調査には、3,500メートルまでの深海を観察し、サンプルを採集できる遠隔操縦の海中探査艇を含む、国産の最新機材が投入される。中国は1995年に最初の海洋調査に着手して以来、2005年4月から2006年1月までの世界一周調査、第19回調査におけるインド洋中央海嶺の水深2,800メートルでの新たな熱水噴出床の発見など、多くの業績を達成してきている。世界一周調査では、中国の科学者は、銅、亜鉛、金や銀などの貴金属を含む、1,000キロ以上の熱水の噴出孔による硫化物のサンプルを持ち帰った。「大洋一号」は、2009年1月後半に青島に帰港する予定である。

なお、「大洋一号」は1994年にロシア船を改造した中国で最も高性能の調査船で、中国は他に100隻以上の科学調査船を保有している。

「大洋一号」

Source: CHINA.ORG.CN, January 10, 2007
<http://www.china.org.cn/english/features/cw/195615.htm>

2. 情報分析

新米海海洋戦略：革命か失われた機会か？

2007年10月に新米海海洋戦略（「21世紀のシーパワー構築に向けた協力戦略」¹）が発表されてから、多くの論考やブログ、Eメールでその解説と批判が行われた。本月報2007年11月号でも同戦略の紹介を行ったが、最新の米海軍大学のNaval War College Review誌（2008年春号）²が同戦略の有益な分析記事を掲載しているため、ここで再び同戦略を取り上げる。同戦略に対する一般的な評価は、現在及び将来の安全保障環境の正確で現実的な分析を行い、米国の安全保障政策にシーパワーの優位性を取り戻したが、脅威に優先順位をつけ、必要な兵力構成を描くことには失敗したというものである。以下は、同戦略の成果と課題をまとめたものである。

1. 成果

軍事戦略は、それが策定され実施されるグローバルな安全保障環境の正確な分析を行うものである。新海洋戦略は、グローバル化した世界の複雑な状況を正確に認識している。海上輸送の速度の向上、サービスの安定性及びコストの軽減は、世界の生産システムを大きく変化させた。³世界貿易の9割が海洋圏で行われている。海洋を通じた通商は、拡大するグローバル経済を支える重要な要素となっている。

一方で、海洋圏には新たな脅威—海洋資源をめぐる紛争、大量破壊兵器の拡散、大規模自然災害、海上犯罪等—が顕在化している。新戦略は、米国の一極支配という世界観ではなく、多極化した—より正確には無極化した—世界を想定している。⁴同戦略は、貿易、金融、情報、法、ヒト、そして統治の相互依存ネットワークからなる平和的なグローバルネットワークシステムを醸成し、米国のシーパワーは米国の国益を保護し、他国と共に世界中で安全と繁栄を促進する親善部隊であることを宣言している。

同戦略の立案者たちは、イランや北朝鮮のような「ならず者国家」も含めたすべての国家が、世界貿易システムの効率的な機能の維持に「本質的」利益を持っているとみなした。アルカイダとその関連組織だけが、このシステムに「例外的な敵意」を持っている。そこで、世界貿易システムの保護という概念が、新戦略の前提となった。⁵この概念はまた、特定の敵に向けるのではなく、世界の全ての地域を連携させることを目指す戦略の基盤となった。この点で、同戦略は「前向き」で「革命的」である。⁶

新海洋戦略は、海上と陸上における戦闘と行動に影響を与えるシーパワーの優位性を強調し、もって米国の安全保障戦略におけるシーパワーの優位を取り戻した。1992年の「・・・海から」戦略がすでに海上での作戦から海上からの戦力投射に重点を移していたが、新海洋戦略ははっきりと1990年

1 www.navy.mil/maritime/MaritimeStrategy.pdf から入手可能。

2 Naval War College Review, Spring 2008, Vol. 61, No. 2.

3 Steve Carmel, "Commercial Shipping and the Maritime Strategy," in Naval War College Review, Spring 2008, Vol. 61, No. 2., p. 39.

4 William T. Pendley, "The New Maritime Strategy: A Lost Opportunity," in Naval War College Review, Spring 2008, Vol. 61, No. 2., pp. 61-2.

5 Robert C. Rubel, "The New Maritime Strategy: The Rest of the Story," in Naval War College Review, Spring 2008, Vol. 61, No. 2., p. 71.

6 Ibid., pp. 71-2.

代の2つの大規模地域紛争での地上戦に焦点を当てた戦略と決別している。⁷

新戦略には他にも目新しい要素がある。まず、海軍と沿岸警備隊、海兵隊の協力と相互依存性—正確には海軍と沿岸警備隊および海軍と海兵隊の協力関係—についての言及はこれまでにないものである。これは海軍と沿岸警備隊の「統合艦隊(National Fleet)」建艦政策に裏づけを与えるものである。⁸また、人道支援・災害救援が「おまけ」ではなく、6つの戦略課題の1つとして強調されている点も斬新である。人道支援・災害救援に必要な能力が伝統的な前方展開や海洋統制能力と同等に挙げられている点は注目に値する。⁹

もっとも顕著な特徴は、6つの戦略的課題の1つとして挙げられたグローバル・マリタイム・パートナーシップである。この構想はまた、6つの主要能力のうち海洋安全保障と人道支援・災害救援にとっても重要である。これは伝統的・近代的安全保障の考え方からの脱却を意味している。¹⁰グローバル・マリタイム・パートナーシップは、「英知の源」でもある。米海軍は、日本や韓国、オーストラリアなど、アジアの同盟国の海軍の経験から学ぶことができる。オーストラリア海軍の高速艇を米海軍が導入することになったのが一例である。また、イスラエルやデンマーク、ドイツなどの小規模な海軍からは沿岸での作戦について学ぶことができよう。¹¹

2. 批判

新海洋戦略には、多くの批判も浴びせられている。これは、わずか10ページの文書が幅広い問題を取り扱おうとしているので、また、世界最大の海軍、海兵隊、沿岸警備隊の間の妥協の産物でもあるので、ある程度不可避である。¹²多くの批判はこの戦略を誤解しているか、少なくとも理解するのに失敗しているが、中には傾聴に値する批判もある。

軍事戦略は、脅威を特定して優先順位をつけ、必要な戦力構成を打ち出さなくてはならない。多くの論評が、新海洋戦略はどちらも行っていないと指摘している。新戦略は「戦略」ではなく、「ビジョン」に過ぎないと批判する声もある。³つの海洋部隊の兵力構成の見直しに当たって、戦略目標と手段を関連づけるための指針を提供していないからである。¹³

新海洋戦略は、潜在的脅威の目録を作ってはいるが、焦点に欠ける。典型的な例は、米国にとって「最も危険で差し迫った」脅威であるテロや大量破壊兵器の拡散を、海賊や麻薬密輸・人身売買と同等に扱っていることである。同戦略はまた、これまで抑止戦略が平和を維持してきた朝鮮半島や台湾海峡における紛争の可能性についてほとんど注意を払っていない。¹⁴

新戦略には、兵力構成についての言及もない。同戦略は、今後30年で現行の278隻から313隻に強化することを目指す2006年版の海軍戦略計画¹⁵を正当化するものだと分析がある。¹⁶しかし、同戦略は戦争遂行能力と警察的役割の双方を後者により力点を置いて取り扱っているが、それぞれにどれだけの資源を割くべきかという指針を提供してはいないとの批判もある。¹⁷同戦略は、大国間の紛

7 Captain Wayne P. Hughes, Jr., U.S. Navy (Retired), "Implementing the Seapower Strategy," in *Naval War College Review*, Spring 2008, Vol. 61, No. 2., p. 49.

8 「統合艦隊」建艦政策は www.navy.mil/navydata/cno/2006_national_fleet_policy.pdf で入手可能。

9 Geoffrey Till, "A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower: A View from Outside," in *Naval War College Review*, Spring 2008, Vol. 61, No. 2., p. 28.

10 Ibid.

11 Huges, p. 56.

12 Till, p. 29.

13 Till, p. 32.

14 Pendley, pp. 62-3.

15 http://www.jhuapl.edu/MaritimeRegistry/Documents/nsp_2006.pdf.

16 Till, p. 31.

17 Huges, p. 52.

争から本土防衛、人道支援のために地球規模での展開を求めているが、一方で米国のシーパワーは「どこにでも展開できるわけではない」とも認めている。地球的規模でシーパワーを展開することには費用がかかる。同戦略は、ここでも兵力構成に当たって希少な資源を配分するための優先順位あるいは焦点に欠けている。¹⁸こうして、海軍は兵力の必要性を戦略と関連づけて議会に説得する「絶好の機会」を逃したのである。¹⁹

同戦略はまた、「米軍の海外兵力を削減する機会」も逃した。西ヨーロッパ及び北東アジアの政治的・経済的發展にともない、これらの地域から米軍を削減することは可能である。米国はヨーロッパやアジアの国家ではなく、大西洋国家・太平洋国家であるべきで、イスラム国家に大規模な基地を置いたり兵力を展開したりせず、「オフショア戦略」を取るべきである。²⁰

新戦略は戦争遂行のための戦略ではなく、平和維持・構築のための戦略である。しかしながら、現行の米国海軍は平和維持・構築活動を効果的に行えるような構成にはなっていない。²¹またグローバル・マリタイム・パートナーシップも砂上の楼閣である。そもそも、このような構想に兵力を提供できる国家は限られているし、提供できたとしても海上自衛隊のインド洋からの（一時的）撤収が示すように、いつ引き上げるかわからない。²²海賊対策や核物質の海上輸送阻止などの作戦は、米国の軍事戦略の中では「せいぜい二義的」なものにすぎない。

代わりに、このような海上警察作戦は沿岸警備隊によって行われるべきで、実際行われている。海軍の「1000隻海軍」構想やグローバル・マリタイム・パートナーシップ構想は、「グローバル海洋警察力」の構築には適していない。²³海軍艦船は主要な敵との高強度戦争用であり、「主権に敏感な地域では威嚇的過ぎ、海上犯罪対策や対テロ作戦に使うのは政治的に受け入れがたい。」一方、北太平洋海上保安フォーラムは、将来の国際協力レジームの最善のモデルとなっている。²⁴海軍は、中国の地域アクセス拒否戦略を打ち負かす死活的に重要な海洋統制作戦と、信頼に足る海上配備型戦略核抑止力の生存を確実なものとするに全力を注ぐべきであり、沿岸警備隊は、海軍の支援の下で、海上警察作戦において主導的役割を果たすべきである。²⁵

海上の安全は、民間との効果的な連携なしには確保できない。民間は世界の海軍艦船を合わせたよりも多くの船舶を運用しており、海洋戦略の単なる一要素であることを望んではいない。国際海運業界は海軍と必ずしも脅威認識を共有していない。海賊は確かに問題だが、海運業界にとっては密航の方がより深刻である。²⁶海運業界は海洋圏における透明性の増大も問題だとみなしている。²⁷しかしながら、民間産業界は海軍や沿岸警備隊が海洋圏識別能力（MDA）を高めることに協力することにやぶさかではないし、また MDA 関連技術の試験に参加したり、沿岸警備隊員や他の法執行機関の役人に訓練の場を提供したりすることによって、実際に協力できる。また、米軍の海外作戦の兵站は民間の海運業界に負うところが多く²⁸、軍事戦略における民間の役割は軽視されるべきではない。

18 Pendley, p. 65.

19 Till, p.32.

20 Pendley, pp. 63-4 and 67.

21 Hughes, p. 51.

22 Pendley, p. 65.

23 Mackenzie M. Eaglen, James Dolbow, Martin Edwin Andersen, and James Jay Carafano, ed., "Securing the High Seas: America's Global Maritime Constabulatory Power," Heritage Special Report SR-20, March 12, 2008, p. 7. <http://www.heritage.org/Research/NationalSecurity/upload/sr_20.pdf>

24 Ibid., p. 8.

25 Ibid., p. 17.

26 Carmerl., P. 43-4.

27 Ibid., p. 44.

28 Ibid., p. 45.

3. 「革命」か「失われた機会」か？

とどのつまり、新海洋戦略は時機に適った協力活動のビジョンを示している。同戦略は、長らく無視されてきたシーパワーの価値を再確認し、地球規模の展開と海洋からの影響力の行使、世界規模での連携強化の必要性について言及している。しかしながら、否、むしろそれゆえに、対処すべき脅威と対抗手段に優先順位をつけ、兵力構成と同盟再構築の指標を提供する軍事戦略を策定する機会が失われたとの批判があるのである。

新海洋戦略の策定に関わった者たちは、これらの批判にどう応えるのだろうか。かれらも、中国やロシア、北朝鮮など「潜在的敵対国家」の存在は認識していたが、それらを「実存の脅威」とはみなさなかった。そこで、かれらは「脅威に基づいた」立案をあきらめ、代わりに特定の国家を敵とみなすのではなく、「戦争を回避し、グローバルなシステムを保護し、よりよい平和を作り出す」ための「機会に乗じた」立案を行った。²⁹この戦略が、中国から比較的好意的な反応を得ているのは、このためかもしれない。³⁰

兵力構成については、立案者たちは、兵力構成をめぐる論争に簡単に結論を出せなかったので、言及しないことにしていた。兵力構成をめぐるのは、本土防衛や対テロ戦争、人道支援などの新しい任務に必要な能力の強化を重視する声もあれば、「ハード」な任務のための高性能な戦闘能力を求める声もあった。戦略立案者たちは、どちらか一方の肩を持つのではなく、将来兵力構成を導き出すための基盤を提供することにした。³¹必要な兵力の数や種類は自明のものではなく、分析と図上演習の結果導き出されるものである。

新海洋戦略は、明らかに古い戦略思想からの脱却であり、新しい時代の現実を見据えている。それは「最低限の基盤ではあるが、十分ではない。」³²そもそもこの海洋戦略は「国家」戦略ではなく、米国の3つの海洋部隊の戦略にすぎない。問題は、新時代に即した米国の一貫した国家安全保障戦略の欠如である。³³大戦略の立案に当たっては、海洋部隊と陸・空軍の新しい関係についても見直す必要がある。特に、海洋インフラは船舶から港湾に至るまで宇宙空間と電脳空間に大きく依存しているので、空軍の宇宙空間と電脳空間における役割は海洋戦略にも重要な意味合いを持つ。³⁴

地表の7割が海で覆われ、海洋戦略は米国の大戦略の中心となるべきものである。新海洋戦略の策定過程は、「失われた機会」ではなく、国家の大戦略策定に向けた新しい対話を生み出す機会を提供するであろう。³⁵

²⁹ Rubel, p. 72.

³⁰ Ibid., p. 77.

³¹ Ibid., pp. 72-3.

³² Hughes, p. 58.

³³ Pendley, p. 68.

³⁴ "Securing the High Seas: America's Global Maritime Constabulatory Power," p. 4.

³⁵ Rubel, p. 76.

リンク先

AFP	http://www.afp.com/home/
AP	http://www.ap.org/
Barents Observer	http://www.barentsobserver.com/
BBC News	http://www.news.bbc.co.uk/
Bernama	http://www.bernama.com/
Channel News Asia	http://www.channelnewsasia.com/
China Daily	http://www.chinadaily.com.cn/english/home/index.html
CNN	http://www.cnn.com/
Garoweonline.com	http://www.garoweonline.com/artman2/publish/index.shtml
globeandmail.com	http://www.theglobeandmail.com/
Hindustan Times	http://www.hindustantimes.com
International Herald Tribune	http://www.ihf.com/
ICJ	http://www.icj-cij.org/
Maritimeasia.blogspot.com	http://maritimeasia.blogspot.com/index.html
Maritime Global Net	http://www.mgn.com/
Navy Compass	http://www.navycompass.com/
New Kerala	http://www.newkerala.com/
Portworld	http://www.portworld.com/
Reuters	http://www.reuters.com/
RIA Novosti	http://en.rian.ru/
Ship Talk	http://www.shiptalk.com/
Sify News	http://sify.com/news/
SOPAC	http://www.sopac.org/homepage
Taipei Times	http://www.taipeitimes.com/
Thaindian News	http://www.thaindian.com/newsportal/
The Bangkok Post	http://www.bangkokpost.com/
The Jakarta Post	http://www.thejakartapost.com/headlines.asp
The Malaysian Bar	http://www.malaysianbar.org.my/
The Ministry of Foreign Affairs of Denmark HP	http://www.um.dk/en
The Nation	http://www.thenation.com/
The Times of India	http://timesofindia.indiatimes.com/
The Washington Post	http://www.washpost.com/index.shtml
UPI	http://www.upi.com/
US Coast Guard Press Release	http://www.piersystem.com/go/site/800/
U.S. Department of State HP	http://www.state.gov/
VOA news.com	http://www.voanews.com/english/portal.cfm

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号 海洋船舶ビル3F
TEL.03-3502-1828 FAX.03-3502-2033

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)